

目 次

令和5年3月9日（木曜日）

議事日程（第3号）

議会運営委員会委員長	90
開議（午前9時30分）	90
会議録署名議員の追加指名	91
付託議案について各常任委員会の審査結果報告	91
（総務建設常任委員会）	91
（教育民生常任委員会）	95
委員長報告に対する質疑	98
（総務建設常任委員会）	98
（教育民生常任委員会）	98
一般質問	98
3番（大野一行君）	99
休憩（午前10時38分）	107
再開（午前10時50分）	107
4番（鈴木美香君）	107
1番（小川務君）	114
6番（三木俊明君）	120
休憩（午前11時55分）	127
再開（午後0時05分）	128
討論、採決（議案第7号～議案第42号）	128
提案理由の説明（議案第43号）	146
提案理由に対する質疑（議案第43号）	146
討論、採決（議案第43号）	146
休憩（午後0時28分）	147
再開（午後0時29分）	148
提案理由の説明（同意第2号）	148
提案理由に対する質疑（同意第2号）	148
採決（同意第2号）	148
休憩（午後0時31分）	149
再開（午後0時32分）	150
議案の上程、趣旨説明（発議第1号）	150

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）	150
討論、採決（発議第1号）	151
議案の上程、趣旨説明（発議第2号）	151
趣旨説明に対する質疑（発議第2号）	152
討論、採決（発議第2号）	152
閉会中の継続調査申出	152
閉会（午後0時40分）	153

令和5年3月9日（木曜日）午前9時30分 開 議

1、 出席議員

1 番（小 川 務君）	2 番（井藤茂信君）	3 番（大野一行君）
4 番（鈴木美香君）	5 番（福本達雄君）	6 番（三木俊明君）
7 番（濱野良一君）	9 番（川本貴也君）	10 番（井上正清君）
11 番（木場隆司君）	12 番（高橋正博君）	

2、 欠席議員 8 番（福本耕太君）

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（岡野能之）	教 育 長（港 育広）
副 町 長（山本浩司）	参事兼企画財政課長（鳥井基史）
総 務 課 長（笹山恵子）	税 務 課 長（渡辺志保）
健康福祉課長（石床勝則）	住民環境課長（堀 康晴）
建 設 課 長（濱口浩司）	農林水産課長（塩見康夫）
商工観光課長（蓮池幹生）	出 納 室 課 長（須浪美香）
教育総務課長（佐伯浩二）	生涯学習課長（宮原正行）
企画財政課課長補佐（中村友幸）	総務課課長補佐（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（三枝恵吾）	書記（三浦博樹）
--------------	----------

議事日程 第 3 号

別紙のとおり

議会運営委員会委員長報告

○議長（高橋正博君）

おはようございます。

新型コロナウイルス感染症防止のため、議場内でのマスクの着用、咳エチケットにご協力をお願いします。なお、発言の際にはマスク着用のまま、ゆっくりと明瞭に発言していただきますようお願いいたします。

また、傍聴席の皆さまに申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにさせていただきますようお願い申し上げます。

開議に先立ちまして、本日 9 時より、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。その結果について、委員長から報告をお願いいたします。

議会運営委員長 濱野良一君。

○議会運営委員長（濱野良一君）

おはようございます。

本委員会は、本日 9 時から委員会室におきまして、議会運営等について審議をいたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。

町長より、議案第 43 号 土地の取得について、同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

また、議員提案といたしまして発議第 1 号 土庄町議会個人情報の保護に関する条例、発議第 2 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程、第 3 号のとおりであります。

以上、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（高橋正博君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますよう、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

開議

○議長（高橋正博君）

本日、福本耕太議員から欠席届を受理しております。

ただ今の出席議員は 11 名であります。
定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

会議録署名議員の追加指名

- 議長（高橋正博君）
これより、本日の日程に入ります。
日程第 1、会議録署名議員の追加指名を行います。
福本耕太議員欠席のため、会議録署名議員の追加指名を行います。
会議録署名議員は、土庄町議会会議規則第 125 条の規定により、議長において、10 番 井上正清君を追加指名いたします。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

- 議長（高橋正博君）
日程第 2、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。
本件に関し、各委員長の報告を求めます。
- 議長（高橋正博君）
総務建設常任委員長 三木俊明君。
- 総務建設常任委員長（三木俊明君）
おはようございます。
令和 5 年 2 月 28 日に令和 5 年度当初予算、条例関係等の議案が当委員会に付託されました。これらについて、3 月 2 日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。
まず、税務課より、議案第 7 号の税務課所管部分の予算は、1 億 1737 万 8 千円で、前年度に比べ 1705 万 5 千円、14.5%の減であります。
主な要因は、職員 1 名の減による職員給与費の減少や、土地の評価替えに向けて令和 4 年度に実施した固定資産関係業務の委託料が皆減したことによるものでございます。
また、歳入の町税については、町税全体としては、3084 万 9 千円増の 14 億 6821 万 5 千円を見込んでいるとの説明がございました。
法人町民税や入湯税については、これまで新型コロナウイルス感染拡大により減少傾向であったが、経済と感染対策の両立、行動制限の緩和等から若干の復調傾向があるとして、増額を見込んだとの説明があり、一方で町民税は、働く世代の減少により減額、たばこ税についても健康志向の高まりや税率改正等

の影響で減額の見込みと説明がありました。

委員から「電算システム関係の費用が大きいが、国のデジタル化の推進やシステム統一による健全化の情報はあるか」との質問に、税は電算処理する項目や件数が多い上、税のデジタル化として電子納付の税目拡大が先行しているため、費用が大きくなっている。標準化が進めば、経費節減、効率化につながるものと考えているとの回答がありました。

続いて、出納室より、議案第 7 号の出納室所管部分の予算は、1427 万 8 千円で、前年比 198 万 1 千円の増です。

増の要因は、各金融機関にデータ伝送に利用している ISDN 回線が廃止になることから、代わりに LGWAN（エルジーワン）回線を利用するための初期費用と利用料を計上していることによるものと説明がありました。

委員から「ADP（エーディーピー）利用料は毎年かかるのか」との質問に、初期費用 38 万 5 千円は令和 5 年度のみだが、それ以外の利用料は毎年必要となるとの回答がありました。

続いて、総務課より、議案第 7 号の総務課所管部分の予算は、職員給与費を除き 7 億 7378 万 1 千円で、前年度に比べ 8201 万 2 千円の増です。

増額の要因としては、電気料、水道料の増および多目的交流施設に関連する事業、選挙費の増などによるものでございます。

令和 5 年度の主な事業として、入札事務費、旧土庄高校跡地整備事業、多目的交流施設維持管理費、香川県議会議員選挙、土庄町議会議員選挙等に係る経費が計上されております。

委員から「旧土庄高校跡地整備事業の内容について」質問があり、造成に係る経費であるとの回答がありました。また、「電算システムの複雑化に伴う業者の選定基準について」質問があり、そのときどきの最低の経費で、また使い勝手のいいものを導入するように心がけるとの回答がございました。

次に、条例議案について説明があり、議案第 16 号 土庄町個人情報保護法施行条例、議案第 17 号 土庄町個人情報保護審査会条例および議案第 18 号 土庄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例は、法律の改正に伴い制定するもの。

議案第 19 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、全室供用開始に伴い改正するもの。

議案第 20 号 土庄町官製談合再発防止対策検討委員会設置条例を廃止する条例は、設置目的の達成により廃止。

議案第 21 号 土庄町入札契約監視委員会設置条例は、入札および契約手続における透明性および公正性を確保することを目的に制定するもの。

議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、人事

院勧告により法律等の改正に伴い改正するもの。

議案第 23 号 土庄町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例は、法律の改正に伴い改正するもの。

議案第 24 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例は、議案第 23 号の改正を受けて関係条例を整備するもの。

議案第 25 号 土庄町職員の高齢者部分休業に関する条例は、職員の定年の引き上げに併せて制定するもの。

議案第 26 号 土庄町長等の倫理に関する条例および議案第 27 号 土庄町職員の倫理に関する条例は、官製談合再発防止対策検討委員会の答申により制定するもの。

議案第 28 号 土庄町特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、入札契約監視委員会委員等の報酬額を定めるため改正するもの。

議案第 29 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は、法律等の改正に伴い改正するもの。

議案第 30 号 土庄町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例は、人事評価制度の見直しに伴い改正するもの。

議案第 31 号 土庄町庁舎建設基金条例を廃止する条例は、庁舎建設事業の終了に伴い廃止するものと説明がありました。

委員から「入札契約監視委員会の設置にあたっては、よく精通した方を選任し、しっかりと運用してほしい」という意見に、今後、町が執行する入札制度を良くするための提言を求めているとの説明がありました。

続いて、企画財政課より、議案第 7 号の企画財政課所管部分の予算は、職員給与費を含め 21 億 3699 万 4 千円で、前年度に比べ 1 億 1642 万 8 千円、5.8% の増です。

増額の要因としては、移住定住促進事業、地域公共交通活性化・再生総合事業、地域生活交通路線運行事業、ふるさと納税推進事業が増額となったことによるものでございます。

主な事業として、旅先納税導入等によるふるさと納税のさらなる推進、若者世代の定住に向けた補助など移住定住の促進、域学連携事業の推進を予定しているとの説明がありました。

委員から「移住・定住に関する補助等の情報発信の強化および地域おこし協力隊制度を今後も活用してほしい」という意見がありました。また、「公共交通における今後の課題について」の質問があり、町だけの課題ではなく、島全体の課題として捉え、両町一体となって住民の足を確保していきたいと回答がありました。

続いて、議会事務局・監査委員事務局より、議案第 7 号の所管部分の予算は、8102 万 2 千円で、前年度に比べ 79 万 5 千円、0.1%の減であります。

減の主な要因は、共済組合等負担金の負担率の減や議会タブレットの通信料の契約見直しなどによるものとの説明がありました。

続いて、建設課より、議案第 7 号の建設課所管部分の予算は、8 億 5117 万 7 千円で、前年度に比べ 4 億 412 万 4 千円、32.2%の減額でございます。

減額の主な要因は、沖之島離島架橋事業費の減によるものでございます。

主な事業として、沖之島離島架橋工事、赤崎地区急傾斜工事、大谷ポンプ場管路工事、旧土庄高校跡地ポンプ場新設工事等があり、行者原住宅の実施設計業務を予定しているとの説明がありました。

次に、議案第 9 号 令和 5 年度港湾整備事業特別会計は、2240 万円で、前年度より 1226 万円、35.4%の減となっております。

議案第 10 号 令和 5 年度宅地造成事業特別会計は、3067 万 9 千円で前年度より 1505 万 4 千円、32.9%の減です。

議案第 42 号は、王子前埋立分譲地を処分しようとするものであります。

委員から「港湾改良事業の調査委託料の目的等について」質問があり、土庄港の太陽の贈り物の作品がある吉ヶ浦緑地は、鋼管杭を使って整備しており、腐食防止を調査する必要があるとの回答がありました。

続いて、商工観光課より、議案第 7 号の商工観光課所管部分の予算は、3 億 2826 万 4 千円で、前年度に比べ 3029 万 1 千円、10.2%の増であります。

2 目 商工費では、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた事業者支援施策として、販路開拓支援事業や物価高騰等対策支援事業などの取り組みにより、6660 万 8 千円の増額となり、3 目 観光費では、瀬戸内国際芸術祭の閉幕に伴い、3821 万円の減額となる。

事業内容としては、引き続き、アニメ「からかい上手の高木さん」を活用したまちづくりに関する施策のほか、アウトドアメーカー「モンベル」と連携したイベントの開催や持続可能な観光推進事業等について、小豆島町と共同で取り組むとの説明がありました。

委員から、島内観光協会一本化について、「一本化後の小豆島観光協会への負担金が増えることについて」の質問に、新しい小豆島観光協会ができる中で新規事業や人員確保に係るものとの回答があり、また、「小豆島祭りの開催方法について」の質問には、関係者の意見を踏まえ、小豆島まつり振興会で方針を決定していくとの回答がありました。

続いて、農林水産課より、議案第 7 号の農林水産課所管部分の予算は、3 億 6643 万 9 千円で、前年度に比べ 6583 万 1 千円、21%の増額です。

増額の主な要因としては、唐櫃漁港海岸整備事業の増によるもので、高潮対

策として実施設計の委託料、護岸の嵩上げ工事を予定しているとのこと。

主な事業として、有害鳥獣被害防止対策事業、オリーブの生産拡大や新規就農者への支援など農業振興事業、単県漁港改良事業として柳漁港、鹿島漁港の防波堤の改良工事等を予定しているとの説明がありました。

次に、議案第 11 号 令和 5 年度大鐸財産区事業特別会計は、297 万円で、前年度に比べ 124 万 2 千円、29.5%の減です。

主な要因としては、森林国営保険料の皆減によるものです。

次に、議案第 12 号 令和 5 年度農業集落排水事業特別会計は、1587 万 3 千円で、前年度に比べ 298 万 8 千円、15.8%の減です。

主な要因としては、建設時の償還金の減によるものでございます。

委員から、「農地集積支援事業の地域計画について、町内 3 万筆の農地全てを対象として調査をするのか」質問があり、令和 6 年度末までに目標地図と地域計画を完成させる必要があるとの回答がありました。また、捕獲したイノシシ等の処分について、埋設処分以外の処分方法を今後検討するよう意見がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から議案第 7 号 令和 5 年度一般会計予算の商工観光課所管部分について反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により、本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務建設常任委員会からの報告を終わります。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長 木場隆司君。

○教育民生常任委員長（木場隆司君）

おはようございます。

当委員会に付託された、令和 5 年度当初予算および条例関係議案について、3 月 3 日に委員会を開催し、審査しましたので、その結果について所管課ごとに要点を報告させていただきます。

はじめに、教育総務課より、議案第 7 号の教育総務課所管部分の予算額は、9 億 7340 万 8 千円、前年度に比べ 494 万 7 千円、0.5%の減です。

減額の主な要因は、中央学校給食センターの厨房機器更新事業の完了によるものと説明がありました。

その他、昨今の電気料の高騰に伴うこども園、小中学校、中央学校給食センター維持管理費の増額や、第 3 期子ども・子育て支援計画策定に向けた調査、大鐸こども園の園舎改修の実施設計、土庄放課後児童クラブの移転および定員拡充や奨学資金貸付制度の見直しについて説明がありました。

委員から「奨学資金貸付金の対象者について」質問があり、進学先が医療系学校、4年生大学、短大および専門学校のいずれの場合でも一律月額5万円の給付であると回答がありました。また、私立・町外保育所運営事業では、令和5年度から認可保育所となる小豆島中央病院内のあずきっこに関し、町の負担割合について質問があり、利用する児童数に応じて負担が生じると回答がありました。

そのほかに委員から、「こどもさくら公園維持管理における遊具点検に関して、遊具の事故が発生しないよう確実な点検を実施するよう」意見がありました。

次に、議案第32号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、安全計画の策定や、感染症等の発生時の業務継続計画の策定について改正するもの。

議案第33号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例は、土庄放課後児童クラブの移転・拡充に伴い、住所、番地を改正するもの。

議案第34号 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例は、大学生の貸付額を月額3万円から5万円へ増額するもの。

議案第35号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、安全計画の策定について改正するもの。

議案第36号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、懲戒権に関する一部改正を行うものと説明がありました。

続いて、生涯学習課より、議案第7号の生涯学習課所管部分の予算額は、3億431万円、前年度に比べ1467万2千円、5.1%の増です。

増額の主な要因は、電気料の価格高騰のほか、旧中央図書館解体工事、湊崎第二グラウンド整備事業などを予定していることによるものとの説明がありました。

委員から、「大坂城残石記念公園で募集する地域おこし協力隊の雇用時期について」質問があり、早ければ5月頃に決定したいと回答がありました。

続いて、健康福祉課より、議案第7号の健康福祉課所管部分の予算額は、18億5132万1千円で、前年度に比べ534万3千円の減です。

個別の事業内容について、新規事業として、避難行動要支援者台帳登録事業を予定していること。

エンゼル祝金等支給事業では、支給対象を第3子以降から第1子誕生に拡充を図る予定であること。

予防接種事業では、子育て家庭への支援策として、18歳までのインフルエンザ予防接種費用の一部助成を予定していること。

母子保健事業では、新規事業として多胎妊娠の妊婦健康診査支援事業および

低所得の妊婦に対する初回産科受診料支援事業の実施を予定していることなどの説明がありました。

委員から、「避難行動要支援者台帳登録事業の効果」に関する質問があり、システムの導入により、登録者情報の更新等が容易になる。住宅地図と住民基本台帳とハザードマップが連携することで、地域の要支援者の把握、抽出等が可能になるとの回答がありました。

次に、議案第 8 号 国民健康保険事業特別会計予算は、前年度と比べ 1 億 8636 万 7 千円減の 17 億 4000 万 5 千円で、被保険者数の減少等により、国民健康保険税は減額となる見込みとの説明がありました。

次に、議案第 13 号 介護保険事業特別会計予算は、前年度と比べ 150 万 4 千円減の 20 億 1858 万 8 千円で、地域密着型介護サービス給付費が増える一方、居宅介護サービス給付費と施設介護サービス給付費が減額となる見込みとの説明がありました。

委員から、「成年後見制度利用支援事業の事業内容について」質問があり、町が成年後見開始の申し立て手続きを行う事業であるとの説明がありました。

次に、議案第 14 号 福祉サービス事業特別会計予算は、前年度と比べ 184 万 1 千円減の 8741 万 4 千円で、主な理由として職員 2 名の定年退職に伴う任用替えによるものとの説明がありました。

次に、議案第 15 号 後期高齢者医療特別会計予算は、前年度と比べ 1227 万 8 千円増の 2 億 8994 万 7 千円で、被保険者数の増加が主な要因であるとの説明がありました。

次に、議案第 37 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例については、エンゼル祝金の支給対象を第 1 子からとするために条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第 38 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例については、健康保険法施行令の一部改正に伴い、出産育児一時金を引き上げるために条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

次に、議案第 39 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例および議案第 40 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例については、大学・短大・専門学校の修学における奨学金制度の一本化に伴い条例の一部を改正しようとするものとの説明がありました。

続いて、住民環境課より、議案第 7 号の住民環境課所管部分の予算額は、9 億 1873 万 7 千円、前年度と比較して 1 億 3525 万 6 千円の増額です。

増額の主な要因は、交通安全対策費で、新規事業として自転車用ヘルメット購入補助を行うもの。

その他、環境衛生費で環境対策事業での小海公民館助成金や老朽危険空き家

対策事業での補助件数を増やしたことによる増額、塵芥処理費で中間処理施設造成工事に伴う小豆広域行政事務組合負担金、し尿処理費で御影浄苑の老朽化に伴う基幹工事、水道事業で香川県広域水道企業団への出資金増額によるものとの説明がありました。

以上、各課から報告を受け審査した結果、委員から、議案第7号 令和5年度一般会計予算の教育総務課および住民環境課所管部分、議案第8号 国民健康保険事業特別会計予算、議案第13号 介護保険事業特別会計予算、議案第15号 後期高齢者医療事業特別会計予算については反対がありましたが、採決を行い、賛成多数により本委員会に付託された議案については、原案のとおり可決すべきものと決しました。以上であります。

○議長（高橋正博君）

これをもって、各常任委員会の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（高橋正博君）

これより、各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（高橋正博君）

教育民生常任委員長の報告について、質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

一般質問

○議長（高橋正博君）

日程第 3、一般質問を行います。

なお、福本耕太議員から一般質問の通告がありました。本日、欠席届が提出されておりますので、土庄町会議規則第 60 条第 4 項の規定により、福本耕太議員の一般質問は行いません。

また、答弁につきましては簡潔・明瞭に答弁いただきますようよろしくお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

3 番、大野です。ただ今から、一般質問いたします。

まず、第 1 番目です。人口減少と、コロナ禍による経済の停滞、政府の経済政策等のさまざまな要因で、地方財政の極めて厳しい現在、土庄町財政を問います。

まず、1、令和 3 年度の国の補助金による工事と決算額を問います。

2 番目、令和 3 年度の土庄町単独予算、俗にいう自主財源による工事と決算額を問います。

3 番目、令和 3 年度、コロナ禍に対応した直接町民に支援した国の支援金と、土庄町単独予算による支援事業と決算額を問います。

4 番目、財政調整基金はどのくらいの額が適正と考えているか。今後の見直しを含めて、適正な額を維持する方策はどうかを問いますので、ご返答お願いします。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず 1 点目、令和 3 年度決算における建設事業費のうち、国庫補助事業は 7 事業、3 億 5350 万 9 千円となっております。

2 点目、次に、土庄町単独事業は 26 事業、13 億 7213 万 6 千円でございます。こちら、単独事業費につきましては、新庁舎建設および四海こども園建設により、大きく増加をいたしております。

3 点目、次に、令和 3 年度決算における新型コロナウイルス感染症対策に係る各家庭および事業者等への支援のうち、国庫補助事業は 3 事業、3 億 3338 万 2 千円でございます。また、単独事業につきましては 11 事業、1 億 907 万 2 千円

でございました。国庫補助事業の一部および単独事業の町負担となる部分につきましては、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して実施をいたしました。

4点目でございます。

最後に、財政調整基金の適正規模につきましては、標準財政規模の20%程度を基準とし、今後も、公共施設の老朽化による更新整備や、災害などの予期せぬ事態に備えるとともに、公金の保管および運用に係る安全対策を図る観点から、20億円程度が適正規模であると考えております。今年度、策定しました中期財政計画に基づきますと、何も対策を講じなかった場合は、5年後の令和9年度には、財政調整基金の残高が15億5000万円程度となることを見込まれております。このため、自主財源の確保はもとより、時代の変化に応じた事業の見直しや、計画的な事業実施による負担の平準化を図ることによりまして、歳出の増加を抑制するとともに、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

懇切丁寧な回答いただきました。

ただ、私のほうの一応調査では、令和3年度決算、財政力指数ランキング、これ、香川県下17市町村ありますが、土庄町は15位でございます。これは、岡野町長になってからということじゃないんです。ずっと、厳しい財政が続いてるということなんです。そういう意味で、企画財政課長としては、今後、いろいろ精査をして、事業を行っていくということですが、これ本当に厳しい財政を、職員全員が認識をして、そして事に当たるということがたいへん重要だろうということを私は思います。そういうことをお願いをして、第1番目の質問は終わります。

2番目に入ります。

今後も、自主財源の増収確保がますます苦しくなる行財政改革と、新たな自主財源確保の対策を問います。岡山県奈義町では、行財政改革を断行して予算を生み出して、町民サービスに生かしています。土庄町においても、費用対効果等を検証して、行財政改革を断行し、安全安心なまちづくりに生かすとともに、新たな自主財源確保につながる施策を考えているのか問います。まず、担当課長、自主財源確保、新しい施策についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

企画財政課長 鳥井基史君。

○企画財政課長（鳥井基史君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

町財政の安定は、住民サービスの維持・向上を図り、時代が変遷してもなお、「土庄町で住みたい」「土庄町に帰ってきたい」と思える魅力あるまちづくりをしていく上においては、欠かすことのできない要素でございます。そのためには、歳出の抑制と歳入の確保に取り組むことが重要と考えております。

まず、歳出の抑制につきましては、行政需要の変化に応じた事業の見直しや、計画的な事業実施による負担の平準化に加え、効果的な予算配分を行うことが重要であります。令和 5 年度当初予算の編成におきましては、要求精度を高めるため、令和 3 年度決算額を基準に取りまとめるとともに、普通建設事業費の抑制、補助金および負担金の見直し、老朽化施設の在り方について精査するなどして歳出の抑制を図り、町長の重点施策である人口の維持・増加対策に予算を重点配分いたしました。

一方、歳入の確保につきましては、昨年 12 月から開始いたしました旅先納税を含め、ふるさと納税での収入増を図るとともに、現在取り組んでおりますサウンディング型市場調査や、とのたる館のサテライトオフィスの運用開始などにより、民間事業者の参入や企業誘致につなげ、地域経済の活性化と税収の確保を図ってまいりたいと考えております。

また、事務事業の見直しや効率化などを常に意識し、小さなことであっても、積極的に改善、是正していくよう全職員で取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

この奈義町の行政改革、時間がないので、私から紹介します。

奥正親町長ですが、町職員の 120 名から 90 名の削減。それから、町議員の定数を 3 分の 2 に削減。その中で、子育て支援、あるいは若者の支援の予算を生み出しています。この町長の話、「私ができたことは、他の町でも可能」、私もそう思います。とくに、このコロナ以降、土庄町、今、全国の地方財政ですが、今後も、なかなか改善の見通しが立たないと思います。そういう意味では、私は、このことに学んでですね、町職員については、おそらく減らせないだろうと、もうぎりぎり、まだ増やさなきゃならんだろう。しかしながら、議員の削減は可能であろうと私は思っています。町長に一言、その考え方、するしない別としてどう思われますか。一言でお願いします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

議員の定数の削減についてでございますが、議員の皆さまは、住民の代表であり、その定数については、基本的には、議会の中で検討していただくことが望ましいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

時間の関係で、次の質問に入りますが、これは本来、いろんなかたちがあるわけですが。議員から提案、もちろん、行政からも、「こうこうしたいので、何とかお願いしたい」というトップの今後の考え方によっては、執行部からの提案もあるわけですが。それだけ申し上げて、時間の関係で次にまいります。

東南海地震対策として、地域の避難場所等の現状と進捗状況を問います。

地域の唯一の避難場所の自治会館、公民館等の修理、耐震化、建て替え等は、全額を公費で行うべきであると考えます。土庄町行政における現状認識と今後の課題を問います。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

避難所には、災害対策基本法に規定するところの、避難した住民を災害の危険性がなくなるまで滞在させ、または家に戻れなくなった住民を一時的に滞在させ避難者の生活環境を確保する「指定避難所」がございます。これは、いわゆる公助の部分で、土庄町では19カ所を指定避難所に指定しております。指定避難所には、土庄中央公民館をはじめとして、各地区にある町の施設を指定しているところではありますが、施設によっては、土砂災害特別警戒区域に存在するとか、耐震基準を満たしていないなど、指定避難所にふさわしくない施設もがございます。

大野議員のおっしゃる地域の避難所とは、指定避難所とは別に、各自治会等が所有・管理する自治会館や公民館のことであると推察いたしますが、これらはあくまで自治会等からの申し出によりまして、自主的に開設していただいている避難所でございます。全国的にそうした自主運営が行われておりまして、そのこと自体はたいへんありがたいことではございますが、いわゆる共助の枠組みの中で行われていることではございますので、自治会等が所有する自治会館や公民館の建て替え等につきましては、自治会振興助成金やコミュニティー助成金をご活用いただきたいと思いますようお願い申し上げます。

町といたしましては、まずは指定避難所の確保や充実を図っていく必要があ

ると考えております。自助、共助、公助の力を適切に発揮させることによりまして、災害時の被害を最小限に食い止められるよう、今後さまざまな方策を講じてまいりたいと存じます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

3 番 大野一行君。

○3 番（大野一行君）

東南海地震対策は、日本全国の自治体はかなり取り組んでおりまして、土庄町でも、この前の質問では、かなり取り組んでおられます。そのことは評価をしたいと思います。しかしながら、今の地域の自治会館と、これ現在では、行政が保障する避難場所、住民の命と安全を守るための、以前は、交流の場ですから、地域も出しておったわけです。しかしながら、今や、時代が変わって、やはり行政の責任で、地域の人たちの町民の命や安全を守るっていうのは、行政がやるべきことであろうと私は考えている。

今の予算では、ますますできないので、例えばこういうところに、町民のために行財政改革、奈義町は子育て支援にそれを充ててます。しかし、土庄町では、たぶん、まだこの自治会館等が耐震化されてないところがあります。そこへ逃げても意味がないわけです。そういう意味では、私は、あまり時間がありませんから、意見だけ述べておきますが、そんな立派なものは要らないんです。とりあえず、命が守れる施設、場所、これは、行政の責任としてやるべきだと。予算がなければ、奈義町みたいに予算を捻出する。町民あつての、町あつての議員なんです。そういう意味では、奈義町の町長がおっしゃるように議員ありきでなく、やはり、トップ自ら町民の命を守るため、今後の税収を考えますと、どこかで行財政改革を断行しなければならないと私は考えて意見を述べておきます。今後も引き続き、機会があれば質問していきたい。そう思ってます。次に、質問します。

○議長（高橋正博君）

傍聴席の方、お静かにお願いします。

○3 番（大野一行君）

入湯税の目的と現状を問います。

ホテル業務もコロナ禍で甚大な被害を受けている現状、過去 5 年間の入湯税の推移を問います。入湯税をどのように活用しているのか。

3 番目、前三枝町長の関連ホテルの過去の入湯税の推移を問います。

○議長（高橋正博君）

税務課長 渡辺志保君。

○税務課長（渡辺志保君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の過去5年間の入湯税の推移についてお答えいたします。

入湯税は地方税法第701条に定められた目的税で、鉱泉浴場、いわゆる温泉施設でございます。これの存在する市町村が、鉱泉浴場における入湯に対し入湯客に課するものでございます。直近5年間の入湯税の実績につきましては、平成29年度、3631万1千円。30年度、3225万8千円。令和元年度、3575万4千円。2年度、1174万円。3年度、1066万6千円となっております。なお、4年度につきましては、2月末までの実績で1510万円となっております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長 蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

本町では、入湯税を全額、土庄町観光振興基金に積み立てております。同基金は、観光施設の整備、誘客促進事業の推進と観光振興を図るために設置されたものであり、その趣旨に沿った活用をしております。

具体的には、瀬戸内海タートルフルマラソン大会、日本一どでカボチャ大会、瀬戸内国際芸術祭などへの負担金として、また、土庄町温泉地域活性化事業助成金交付要綱の目的に沿ったかたちでの、小豆島温泉観光振興協同組合への助成など、本町の観光振興に幅広く活用しているところでございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

税務課長 渡辺志保君。

○税務課長（渡辺志保君）

大野議員の3つ目のご質問にお答えいたします。

大野議員の3つ目のご質問につきましては、私ども地方公務員は、地方公務員法第34条による守秘義務が課せられ、さらに税務職員は、別途、地方税法第22条で、より厳しい罰則を伴う守秘義務も負っております。したがって、これらの規定により、納税義務者や税額等の個別具体的な内容についてはお答えすることができません。何とぞご理解のほど、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

3番、大野一行君。

○3番（大野一行君）

観光課長に再度お伺いいたします。

これ、目的税ということでございますね。目的以外に使うということは、その税の趣旨には反するということですよ。そういう事例はあるのかないのか。お答えいただきたい。

○議長（高橋正博君）

商工観光課長、蓮池幹生君。

○商工観光課長（蓮池幹生君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

大野議員がおっしゃったような目的以外の使用というのは、現在われわれのほうで把握しておりません。以上です。

○議長（高橋正博君）

3番、大野一行君。

○3番（大野一行君）

後ほど資料をいただければ、それを精査してみたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、5番の沖之島架橋に関する今後の課題を問います。委員会での説明では、沖之島架橋工事は、今のところ順調に進んでいるとのことでございます。今後の課題は、沖之島の整備であり、魅力ある島づくりにあると考えています。島づくりの進捗状況を問います。

1点だけ申し上げますと、昨年夏、私、個人的に沖之島に行っていました。地元の漁師さんとひざ詰め談判、道路に座って、お2人と話をしてきました。おおよそ1時間半、今までの島の歴史とか、いろんな経過を聞きました。そして、意見が一致したのは、橋ができただけでは駄目だ。この島に、土庄町の人や観光客が来ることが大事だというのは意見が一致したわけです。そういうこともありまして、今後の沖之島の在り方、とても大切です。橋の値段は、皆さんご存知のように相当な金額です。その点、答弁をお願いします。

○議長（高橋正博君）

建設課長、濱口浩司君。

○建設課長（濱口浩司君）

大野議員のご質問にお答えいたします。

沖之島離島架橋事業は、平成29年度から計画を策定してまいりました。当初は、ルート選定および橋梁構造設計に時間を要しましたが、地元四海漁業協同組合および小江自治会等のご協力により、今年度工事着手することができ、現在、橋台の建設を進めております。

工事の進捗に伴い、今年2月には、現場見学会を開催し、地元の方をはじめ、延べ36名の方にご参加いただき、工事概要や施工状況を説明いたしました。

計画当初から、橋梁事業に伴う地域の活性化は重要な課題と考えております。そのため、昨年11月には、沖之島住民の方を対象に第1回島づくり座談会を開催しました。当日は、沖之島いこいの家に25名の方が集まり、「沖之島の活性化に向けて」などのテーマで約2時間、意見を交わし、日常生活で困っている

こと、理想的な暮らし方および沖之島の将来像などについて意見をいただきました。

沖之島の活性化に向けては、住民や関係者の中から「何ができるか、何をやりたいか」といった具体的な声や動きが出てくるのが肝要であると思っております。

町といたしましても、住民の方々とともに知恵を出し合い、架橋事業を起爆剤とした沖之島の活性化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

3番 大野一行君。

○3番（大野一行君）

だいぶ時間が進んでまいりましたので、もう少しだけ質問をしたい。質問、意見を言っておきたいと思えます。

例えば、小さなきれいな島です。ただ、今までの家屋がそのまま残っておりまして、その処理も、たぶん整備が必要だろう。そのためにも予算がいる。できる限り、これ全部関連がありますが、国の補助金などを探しながら、それを適用しながら、整備を行うしかないのかなというふうに思っております。

もう1点は、これは参考ですが、私の経験から。例えば、淡路島の水仙郷みたいなものとか、担当者とは少し意見交換してます。あるいは、3年前のドラマでありました。風の電話、天国につながる公衆電話ってのありました。あれからいろんな人に公衆電話があれば、思う人と話ができる。以前は、郵便ポストがはやりましたけれども、電話でいろんな人に話ができるというドラマがありましたけれども、例えばですが、沖之島に行けば、そういう話ができる、思いのある人とか、いろんなことを考えていただきたい。とくに水仙郷というのは、淡路島にありますから、一度職員が行ってですね、勉強していただいて、生かせるものなら生かしていただきたい。

水仙郷をなぜ、申し上げるかということ、公が、例えば、大きな会社にですね、便宜を図ってもらいますよ。必ず水仙を、例えば、格安で提供していただけるということもありますので、さまざまなことを考えながら、試行錯誤しながらですね、取り組んで、良い島にしていきたい。今から取り組まないと、なかなか橋ができた後では間に合いませんので、今おっしゃったように、すでに取り組まかせておられますので、地域活性化の若者も雇用されてます。いろんな人たちの知恵も、現場の知恵も、出し合いながら、この島を生かしていただきたい。

そういうふうに、お願いを申し上げて、今日の全般の質問を終わります。

最後に、時間の関係で、なかなか詰めた話が、質問ができませんので、機会があれば、引き続き質問をしていきたいということを最後に申し述べて、

質問を終わります。

ありがとうございました。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで暫時休憩します。再開は、10時50分といたします。

休 憩 午前10時38分

再 開 午前10時50分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開いたします。一般質問を続けます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

4番、立憲民主党 鈴木美香です。今日は4つ質問させていただきたいと思っております。

では、まず早速1つ目、子ども食堂に支援をお願いします。

小豆島町と土庄町の2拠点で活動している子ども食堂は、ご存じでしょうか。小豆島町は、昨年4月にその団体に補助金を出しています。先進国であるわが

国に、食べることの困難な子どもたちの存在自体が疑問で、国の子ども政策の失敗と思いますが、そうは言っても今、目前に困難な子どもたちがいるのは現実です。育ち盛りの子どもの栄養バランスを考えた食事は、脳にも体にも何より重要だと思います。もちろん、家庭が基本ですが、さまざまな事情がある場合、社会で育てるといった考え方もまたしかりではないでしょうか。子ども食堂を運営している団体は、資金にかなり苦労しているともお伺いします。そこで、行政で支援すべきところを、民間がフォローしているのであれば、できるだけの支援をお願いしたいと思います。

町長、担当課長、見解をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員がおっしゃっている子ども食堂につきましては、存じ上げております。その団体の代表者の方とは、昨年の夏ごろから協議をしております。この団体は、休眠預金等活用事業を利用して運営しております。この事業は、国、地方公共団体が、対応困難な社会の諸課題の解決を図る目的で、日本民間公益活動連携機構が助成するものでありますが、この助成が終了するということでご相談を受けております。

町といたしましては、何らかの支援を検討する前提といたしまして、団体の運営方針、事業計画、財務諸表等の提出をお願いしておりますが、まだ提出されておられません。支援をするにあたっては、事業の継続性や確実性、あるいは安全性などが見込めるかどうか確認する必要があるがございますので、機会がございましたら、鈴木議員から、その旨をお伝えいただきたいとお伺い申し上げます。

今後とも、団体と協議していきたいと思っておりますので、よろしくお伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

すいません。町長も、ご見解をお伺いしたいんですが、

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

私といたしましては、先ほど担当課長が申し述べたとおり、事業についてはたいへん、本来町がやるべきところを民間がやってくれているところについては、感謝しております。ただ、しかしですね、今、答弁したとおり事業の

目的、それから財務手法等書類を提出していただきたいとお願いしているにもかかわらず、毎回ですね、提出いただけない。行政といたしましては、しっかりとした目的、事業内容等を伝えていかなければ支援することはできませんので、そのあたりをご理解いただきたいと思います。

○議長（高橋正博君）

4番、鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

石床課長の前向きなご検討だと私は認識しました。一度、担当課長、子ども食堂に、中央公民館の真裏ですので、金曜日の12時から、毎週子ども食堂をやっていますので、お年寄り、障害者、ちょっと困難を抱えている子どもさんがおられます。そんなに広いところではございませんので、ぜひ1度、町長も見に行っていたきたいと思うんですが、それはどうでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

ここにつきましては、私どもも見学に行きたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

見学には行かせていただきます。ただ、しかし、先ほど述べましたとおり支援するにあたっては、それなりの事業目的等をこちらとして把握しなければいけないので、そのあたりも鈴木議員さんの方からお伝えください。よろしく願いします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

前向きなご検討ととらまえて、ありがたいと思っています。ただ、現実に今困っている方がおられて、現実に今助けているということをご認識していただきたいかなと思っています。そもそも、この名称は子ども食堂ですが、ひきこもりの人や1人暮らしの高齢者、障害のある方など、さまざまな人の居場所としても機能しています。その方たちが、お弁当配りなどをお手伝いして、社会参加もしていただいています。土庄町は、ひきこもりを調査していないようですが、少なからず見受けられ、放置すると8050問題となり、深刻になりうります。しんどい思いをしている人たちを社会につなげる役割を果たしている貴重な拠点ですので、前向きなご返答いただきましたが、そのあたりもご認識していただ

きたいなと思います。

では、2点目、高齢1人暮らしの緊急時の対応策は。

土庄町でも、高齢の1人暮らし、またはご夫婦の世帯が増えています。町の支援が届いている世帯は安心ですが、そうではない高齢世帯についての緊急連絡先の把握はどうなっていますか。町とつながっている人には、連絡先を記入し、冷蔵庫などに張るなどの要請をしているとお伺いしますが、それ以外の高齢者だけではなく、1人暮らしの方たちにも、何らかの緊急連絡先など、重要事項を記載したものを備える仕組みが必要ではないかと思います。全国的に小豆島町、綾川町、そのほかの自治体で、緊急時に連絡先や必要事項を記入し、必要なキットに納め、冷蔵庫に保管する仕組みがあると伺います。とても良い案だと思いますが、土庄町もそのようなことはできないだろうか、見解をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長、石床勝則君。

お答えの前に、なお、事前に執行部から説明に使用する物品の持ち込みの申し出がありましたので、確認の上、持ち込みを許可しております。

答弁の方、よろしく申し上げます

○健康福祉課長（石床勝則君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

鈴木議員からご指摘がありました、高齢者の緊急の場合に備える仕組みにつきましては、すでに土庄町におきましても、やすらぎ手帳というものを配布して取り組んでおります。こちらに現物を持ってきておりますが、こういったものになります。こちらの方の、この磁石のステッカーを冷蔵庫に貼っていただきますと、やすらぎ手帳があるという目印になります。また、手帳の方には、緊急連絡先、かかりつけ医、緊急時の対応情報、持病や既往症などを記載し、健康保険証、診察券、薬剤情報提供書などの写しとともに、所定の袋に収め、冷蔵庫内に、こういうふうなペットボトルなどに入れていただきまして、保管していただくというかたちになっております。平成28年度からは、小豆島町とも様式を統一いたしまして、緊急搬送時の必要な情報を活用していただけるよう消防とも連携して運用しているところでございます。

高齢者の方々は、日常生活が送れていても、急に体調が悪くなどして支援が必要となる場合もあり得ることから、全国的に、先ほど言いました緊急時安心キット、あるいは緊急医療情報キットなどの名称で、普及が図られております。介護保険等の支援を受けられている方につきましては、要支援者名簿に、家族等の連絡先が登録されておりますが、当然のことながら、高齢者世帯の全てではございません。したがって、これまでも、高齢者ご本人や家族の方はおも

ちろん、自治会や民生児童委員などのご協力もいただきながら、やすらぎ手帳の配布、作成支援などを行っているところでございますが、必要とする方々の手元に行き届くよう、さらなる普及のため、しっかりと周知・啓発してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私、小豆島町の方にお伺いしてたんですけれど、連携してたんですね、すいません。そのあたりの認識が欠落しており申し訳ないと思います。たいへんありがたいと思います。

近々に、私自身がちょっとご近所の方で、そう高齢じゃない方で、情報がなくて困ったという経験しまして、これがもう、明日、私も還暦を過ぎましたので、自分事だなどと思って身につまされました。なので、もう75以上とかっていうのではなくて、高齢っていうのではなく障害のある方とか、広報で、申告制でもいいので、ちょっと不安がある方とかっていうのをちょっと周知するっていうのもありかなあと思うんですが、そのあたりどうお考えでしょうか。

○議長（高橋正博君）

健康福祉課長 石床勝則君。

○健康福祉課長（石床勝則君）

先ほど対象者の方なんですけど、私どもの対象者につきましては、希望者の方、どなたでも、こちらの手帳のほう配布できますので、先ほど言いました広報の関係につきましては、また啓発のほうしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

たいへん前向きなお答えでありがたいと思います。ぜひ、その旨を、前のほうに進んでいっていただきたいと思っております。

では、3つ目の質問いきます。

最終処分場の進捗状況をお伺いします。何度も、私自身も、ほかの議員の方もお伺いしてありますが、ちょっとどうしても聞きたいので、今委員会で審議されておりますが、最終処分場の進捗状況をお伺いします。

1つ目、現在4カ所の候補地選定までは聞いていますが、その先、どこまで絞り込まれましたか。

全部ちょっと聞きますので、お一つお一つ、ちょっとお答えしていただいたらと思います。

2つ目、綾川への運び出しの期限は5年と聞いておりましたが、現状では、延長は必至です。最終処分場の決定はいつ頃になり、現実的に稼働できるのはいつ頃の見込みでしょうか。

そして、何が問題で、場所選定の決定が長引いているのか。豊島の産廃問題を経験した土庄町が、いつまでも他町へのごみを搬出することはすべきではありません。費用がかからないということの、お金の問題ではないと思います。

では、3つの質問よろしくお願ひします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

昨年11月30日に開催されました教育民生委員会におきまして、候補地を4カ所に絞った旨をご報告させていただきました。その後の進捗状況につきましては、現在、各候補地につきましては、登記簿の確認、各種規制の再調査などに着手するとともに、進入路の拡幅や排水路の整備など、必要になると思われる事項の検討などを行っている段階で、まだ4カ所の中から、さらに絞り込むまでには至っておりません。今後の調査および検討状況等に応じまして、適切に議会へ報告してまいりたいと考えております。

次に、綾川町への不燃物の運び出しにつきましては、現在のところ、令和7年度までのご理解をいただいているところであります。

一方で、最終処分場の決定には、鈴木議員のおっしゃるとおり、どんなに急いでも、まだ相応の期間を要すると思われることから、綾川町への運び出しの延長につきましても、視野に入れておく必要があると考えております。綾川町へは、毎年、あいさつに出向いております。今年度も、今年1月に、町長が綾川町の前田町長と面談いたしました。その際、本町の状況につきまして、ご説明申し上げる必要に応じて、今後のことについて協議をしていくこととしております。

最後に、最終処分場の決定が長引く要因としましては、この施設が大規模な施設であることと、迷惑施設であることに起因する面が大きいと思われます。大規模施設であるがゆえに、土地の確保や安全性を担保する上での適地選定のハードルは高くならざるを得ず、迷惑施設であるがゆえの地元の理解は不可欠であります。いつまでも他町に搬出すべきではないとのご意見は重く受け止めて、課題を1つずつ解決しながら、めどを立てていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

現場の方がたいへん苦勞してるのは私も知ってますので、なかなか心苦しいんですけれども、2 番目の質問は、現実的には今はもう答えられないと、決定はいつ頃になるか、稼働できるような見込みは、今のところまだ言えないというお答えということでしょうか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員の再質問にお答えいたします。

明確な時期につきましては、候補地を絞り切れておりませんので、明確にはご回答ができないという状況でございます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

これはもう長く、懸案事項で、たいへん重要で難解な事業だということを認識しておりますが、善処していただきたいと言うしかないので、よろしく願います。

それに引き続きなんです、ごみの減量化について、徳島県上勝町、鹿児島県大崎町のように、全てのごみをできる限り分別、資源化し、ごみゼロを目指すのだと思っていますし、ほかの上記 2 つの町が実現していますので、実現可能とも思っています。面倒で手間ですが、時間をかけ、繰り返し訴え、周知することが大事。プラスチックごみに関しても、分別リサイクルとして、国も動き出しました。レジ袋が有料になり、海岸清掃などをしますと、海岸に漂着するレジ袋のごみは、驚くほど少なくなっています。

以前にも質問しましたが、ごみ問題に関心の高い移住者のグループも増えています。レジ袋を町指定のごみ袋とコラボするとか、拡大生産者責任で事業者側が過剰包装を見直す要望などの検討を町と一緒に、私も改めて促したいですが、見解をお伺いします。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

鈴木議員のご質問にお答えいたします。

お話がありました徳島県上勝町におきましては、13 種類 45 分別を行い、リサイクル率を 80%にまで高めていると聞いております。また、鹿児島県大崎町では、27 種類に分別しているとのことであります。土庄町では、大きく分けまして、ビン類、鉄、アルミ缶類、紙類、ペットボトル、発泡スチロール等を分

別、回収しております。近隣市町の例としまして、高松市では、それらに加え、衣類、プラスチック類の回収を行っているところであります。土庄町におきましても、できるものから分別の種類を増やしていきたいと思っており、まずは、衣類につきまして、小豆島町とも連携して、5年度中に資源ごみとしての回収を行うよう取り組んでいきたいと考えております。

なお、プラスチック類の分別、資源ごみ化は、まだ島内での再処理体制が整っておらず、今後の課題となりますが、鋭意検討してまいりたいと考えております。

また、鈴木議員ご指摘のとおり、坂出市がコープ香川と連携して、レジ袋を市指定のごみ袋として販売する取り組みを行っております。こうしたアイデアに富んだ取り組み等についての情報収集にも努め、実効性についても研究してまいりたいと思っております。

なお、土庄町における不燃ごみの排出量は、1月末現在での昨年度との比較で、約14%減少をしております。町民の皆さまには、ごみの分別等へのご理解、ご協力を着実に深めていただき、この場を借りまして、厚く御礼申し上げますとともに、引き続き啓発活動に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

4番 鈴木美香君。

○4番（鈴木美香君）

私も、衣類が次の最大課題だなと思っていましたので、これに取り組んでいただけるとするのは、たいへんありがたいと思っています。その次は、プラスチックということで、徐々に減していただいて、ごみを捨てることが、もう綾川に持って行かなくてもいいようになって、環境立国土庄町という銘打てるように、お互い頑張っていきたいと思えます。ありがとうございます。終わります。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

おはようございます。

議長の許可をいただきまして、小川務が、令和5年3月定例会の一般質問をさせていただきます。質問内容は2点、まずは始めは農業、漁業、林業など一次産業に対する土庄町の今後の取り組みについてお聞きしたいと思います。

ロシアによるウクライナ侵攻により、世界経済が不安定になる中、輸入に頼っている肥料や燃料の価格は、過去に例を見ない高騰が続いています。このほど、農林水産省がまとめた2022年度の農業物価指数を見ますと、この1年間で、

肥料価格は27.1%、飼料は19.4%上昇、国際的な需要高や穀物流通量の減少に加え、歴史的な円安もあって、高騰が続いています。また、A重油も2年前の比較で39.5%、軽油の価格も上昇を見せるなど、依然高止まり傾向が続いています。一方、農産物の価格は、この2年で1.4%しか上がっておらず、資材の高騰を適切に価格転嫁できない農家の実態が浮き彫りになっております。米に至っては、コロナ禍による外食産業の落ち込みなどにより、20%安くなっています。

また、漁師の数は減っているが、魚の漁獲量は減少傾向。海苔業者は、海苔に色がつかないと聞きました。その原因の一つは、漁場の栄養分が少なくなっているためです。香川県も、瀬戸内海の水質改善のために、リンや窒素の排出基準を緩和する方向に動いています。この現状は、土庄町においても例外ではありません。農業、漁業、林業の担い手たちは、経営的に苦しい状況が続いています。町内の一次産業の担い手の現状について、どのように把握されているか、ご所見をお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

第一次産業は、従事者の高齢化と後継者不足という問題が長らく続いております。それに加えて、昨今の新型コロナウイルス感染症による消費の低迷とロシアのウクライナ侵攻による原油、物価等の高騰など、社会情勢の影響を受け、たいへん厳しい状況であると認識しております。私自身も、日頃の業務を通じまして、町内の一次産業従事者からお話をお聞きしますと、物価高騰により生産コストは上がっているものの、出荷価格に反映されない当面の問題とともに、高齢化による事業維持の困難さ、後継ぎや後継者がいないことへの悩みなどの声を多くお聞きいたします。

町内の担い手につきましては、国が実施する農林業センサス、漁業センサスといった調査におきましても、減少傾向の結果が出ております。以上です。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

はい、ありがとうございます。

今、課長がおっしゃったように担い手不足、深刻だということを理解していただいているのはありがたいんですけども、町の土庄町ですね、農業・漁業に関してなんですけど、私は高い可能性を持ってると思います。例えばなんですけど、農業、畜産業ですと、全国的に有名なオリーブ以外にも小豆島、豊島で栽

培されているイチゴの女峰ですね。女峰や、四海、小豊島の小豆島オリーブ牛など、全国ブランドになりうるものもあります。昨年12月のテレビのニュースで、小豆島のイチゴの収穫が報道されていました。円錐の形で切った断面の美しさ、クリームのかさに負けない味わいがクリスマスケーキに最適だと報道されていました。

漁業においては、タコで有名な兵庫県の明石市、牡蠣、鱈で有名な岡山県の日生がありますが、土庄町も、これらに負けないような、小豆島の島鱈があります。

また、林業においては、瀬戸内海の離島でこれほど盛んに行われているところはないと思います。町の森林整備計画にも明記されておりますが、産業的な側面以外にも、水源涵養や災害時の地滑りなどの防止といった観点でも、担い手には大きな期待が寄せられております。

そこで、土庄町が行っている農林水産業の振興策についてお伺いしたいと思います。ここ数年におきまして、どのような振興策を行い、具体的にどのような成果が出ましたでしょうか。また、本会議で上程されました令和5年度の予算案の中に盛り込まれている振興策がありましたら、併せてご紹介していただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

農林水産業の振興施策につきましては、対象者の相談を受け、国、県の補助金を活用し、支援を行っております。また、令和3年度におきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、省力化を図る農業者に対しまして、スマート農業推進事業補助金を、また、農林水産業活性化補助金としまして、設備投資等を行った事業者に対し、経費の一部を補助いたしました。スマート農業は8件、農林水産業活性化補助金は36件の補助を行っております。

また、令和4年度におきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、原油価格高騰対策としまして、燃料を一定量以上使用する事業者に対し補助し、78件の補助を行っております。

令和5年度につきましても、本3月議会に補正予算として、3年度に引き続き、第2次農林水産業活性化補助金に係る予算を提案し、ご議決いただいたところでございます。今後、5年度に事業を繰越しし、実施してまいります。

そのほかにも、事業者に向けた補助金として、総額4500万円程度を当初予算として提案させていただいております。具体的に申しますと、農業では、荒廃

農地対策や農業生産活動への支援、農地の維持保全活動の支援として、中山間直接支払交付金事業や、多面的機能支払交付金事業等を継続して行います。また、認定農業者等が行う設備投資に対する支援や、戦略産品生産者の海上輸送費支援を行ってまいります。

農業を継続、発展させていくためには、次世代を担う新規就農者を増やしていくことが不可欠です。認定新規就農者に対しましては、就農開始直後の営農資金や、初期負担の軽減、経営発展を支援するための補助を初め、機械設備等の導入経費の一部を補助しております。令和2年度には3名、4年度には1名が新たに認定農業者になり、5年度には2名が認定新規就農者となる予定でございます。

また、林業事業者に対しましては、造林事業に対する町費のかさ上げ補助を行ってまいります。

水産業では、漁場の環境改善を図るために、漁業組合が取り組みしている海底堆積ごみの回収事業や、海底耕うん事業のほか、漁業組合の施設整備に対する町費のかさ上げ補助を行ってまいります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

農業、漁業、林業の振興策についてご答弁ありがとうございます。

冒頭でご紹介いたしましたように、肥料や燃料代、空前の高騰をみせております。肥料価格が3割も高騰しているのに、米の価格は2割落ちている。このような経営状況は、新しく農業を始めようとする人や、実家の後を継いで農業に就こうという人は現れなくなるのではないかと、このように危惧しております。

国や県におきましても、実効的な支援制度を望むところでありますが、基礎自治体である町においても、地場産業の振興の一環として、より一層の手厚い支援が求められると考えます。去年の土庄町も、農林水産業原油高騰価格に係る緊急支援金を給付しましたが、とても十分とは言いきれません。また、マイクロプラスチックによる漂流ごみ等のごみ問題は、生態系を含む海洋環境に悪影響です。ボランティア団体や個人に頼るのではなく、積極的な援助が必要であると考えるます。

土庄町におきましても、町財政が厳しい折ではありますが、今後、独自の新規支援制度を展開していくお考えはありますでしょうか。よろしく申し上げます。

○議長（高橋正博君）

農林水産課長 塩見康夫君。

○農林水産課長（塩見康夫君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

燃料、肥料等の高騰につきましては、いまだ先行きが不透明でありますので、引き続き、生産現場の状況をよくお伺いしながら、国の対応や施策等を注視してまいります。一次産業の振興および支援策につきましては、町としましても、重要課題と捉え、鋭意努力しているところではあります。一次産業を取り巻く経営環境や就労環境は厳しく、率直に申し上げて特効薬となるような施策は簡単ではないのが実情でございます。

そのような中、深刻化する担い手不足に何とか歯止めをかける施策の一つとして、地域おこし協力隊制度を活用しております。農業分野でも、退任後、令和3年6月から、新規就農者として活躍していただいている方がいらっしゃいます。今後も、土庄町の一次産業に関心を持つ人材を募集、育成し、退任後は、担い手として活躍していただきたいと考えているところでございます。

担い手の確保には、新規就農者や新規事業者を1人でも増やしていくことが不可欠であると考えております。現行の補助や支援制度に加え、たとえ僅かでも、町が上乘せすることが効果的であると思われること、あるいは町の実情から、重点的に取り組むことが望まれる分野への支援などについては、現場の意見をいただくとともに、JA、漁協等との連携を密にしながら、なお一層検討してまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

1番 小川務君。

○1番（小川務君）

課長が今おっしゃったように特効薬はない中、土庄町の地域おこし協力隊に募集していただき、初期費用の軽減ですね。それで、経済基盤を安定させながら一次産業の担い手を増やしていくことは素晴らしいことだと思います。

2020年に、コロナの感染者が国内で初めて感染されました。その影響を受け、観光業、サービス業、製造業の方々、たいへん厳しい経営状況に陥りました。その中で、一次産業の農業、漁業、林業の方は、自然環境にも大きな影響を受けて、二重の苦しい状況です。鳥獣被害、漁場の栄養不足、海洋ごみの問題など、さまざまな要因があります。自助努力には限界がありますので、今後も、現場の意見を聞き、適切な支援をお願いしたいと思っております。

それでは、次の質問に入りたいと思っております。

紙おむつ等を使用している乳幼児、高齢者、障害者、病人のいる家庭にとって、可燃ごみ指定袋の購入代金が多くかかっています。可燃袋大の10枚入りの値段は、平成27年に150円から200円に、令和3年には内税が、外税になったため、200円から220円になりました。福岡市では、乳幼児1人につき1回

30 枚配布しています。長野市や新潟市は、乳幼児の年齢や介護保険の要介護の認定で、取得条件の違いはありますが、制度の導入を行っております。毎日使用している紙おむつやストーマ用の排出用の袋、ストーマとは、手術によっておなかに新しくつくられた便や尿の排出の出口のことを言います。その袋を廃棄する方の負担を少しでも軽減するために、紙おむつ等を使用する世帯に、可燃ごみ指定袋を無償配布してはいかがでしょうか、答弁を求めます。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

小川議員のご質問にお答えいたします。

紙おむつを使用している方へのごみ指定袋等の配布につきましては、全国の先進自治体で見受けられます。福岡市や長野市では乳児と介護用に、新潟市や秩父市では乳児に、八王子市では乳児、介護用、障害者および特定疾病の方へ支給をしております。なお、県内におきましては、善通寺市が出産時に 40 枚のごみ袋を支給しております。

本町におきましても、子育て支援施策の一環として、ごみ袋の配布を実施する方向で考えております。例えば、乳幼児健診の際に、一定枚数の指定ごみ袋を配布することなどが可能と思われますので、健康福祉課とも協議をしながら、具体的に検討をしております。

なお、乳幼児以外への配布等につきましては、関係者や関係機関とも協議していく必要があり、現状およびニーズの把握、配布方法等につきまして研究をしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

それでは、子ども用の袋ですけど、どの程度、枚数と年齢考えておりますか。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

他市の事例を見ますと、乳幼児 0 歳から 3 歳までというふうな事例が多くございます。その関係で、乳幼児健診のほうで 4 か月、10 か月、1 歳 6 か月、2 歳児に行われております。計 4 回、土庄町の出生率等を考えますと、年間約 50 名ということが想定されます。その際の配布枚数が、またこれも他市の比較になります。10 枚から 30 枚となりますと、年間は 4 万 4000 円から 13 万 2000 円程度の費用ということをお考えしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

それで年間コスト大体 4 万 4000 円っていうことになるんですね。それ、1 家庭に対して、年間コスト。

○議長（高橋正博君）

住民環境課長 堀康晴君。

○住民環境課長（堀康晴君）

小川議員の再質問にお答えいたします。

例えば、4 か月と 10 か月という、1 年間に 2 回ある場合には、1 回に 10 枚ですと年間 20 枚ということになります。

ただ 1 歳 6 か月と 2 歳児、このときは 10 枚ずつということになります。配布枚数を、例えば 30 枚にした場合には、0 歳児には 60 枚、1 歳 2 歳児には 30 枚ずつということが考えられます。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

1 番 小川務君。

○1 番（小川務君）

ありがとうございます。

それでは乳幼児に対する指定ごみの配布が可能というご答弁いただきありがとうございます。乳幼児健診時に配布するなど、郵送料の減額になりとてもいい取り組みだと思います。

令和 5 年 4 月からは、内閣府の外局にこども家庭庁がスタートします。また香川県の令和 5 年度の子どもに対する施策も大幅に拡充されます。土庄町も、子ども支援をより一層充実していただければと考えております。また、将来的には、乳幼児以外への高齢者、障害者、病人の方々への配布を前向きに検討していただければと思っております。以上で私からの一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

6 番三木です。

冒頭、本定例会に上程されております、令和 5 年度予算案において令和 4 年度当初予算で削減されておりました社会活動団体、文化団体、ボランティア団体等の活動補助金が計上されており、町民の声が、町執行部にしっかり届いて

いる証であると、たいへん嬉しく思っております。各団体で活動されている方々は、長年にわたり社会活動の核となって町運営に協力されており、今後もその方々の活動意欲を削がない、より協力していただける予算措置をお願いしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

通告にないので、早く終わってください。

○6番（三木俊明君）

分かりました。

それでは質問に移ります。9月定例会で、中央学校給食センターのアレルギー対応について質問をしておりました。その後の成果ならびに新年度における組織体制強化について伺いたいと思います。

まず1点目、9月以降のアレルギー対応の経過についてご説明ください。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

失礼いたします。

それでは、三木議員ご質問の9月以降のアレルギー対応の経過についてお答えいたします。昨年10月から、土庄こども園の栄養士が給食センターに赴きましたが、給食センター側の準備ができていなかったため、アレルギー対応の業務を十分に行うことができませんでした。その後、諸般の事情により給食センターとの兼務を解かざるを得なくなりました。

教育委員会としましてもこの状況を重く受け止め、教育長自ら、栄養士や給食センター職員と複数回面談し、センター内での事務分担や学校との連携強化、アレルギー対応の円滑化などに関する改善策について話し合っていました。なお、3月に入り栄養士の応募があったため、4月から採用しまして、給食センターで勤務していただく予定としております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

センター側の準備不足というお話でありましたが、給食センターの現場の栄養教諭、事務方、調理員の皆さんは、職員の定数にも満たない中で、非常によく頑張っており、子どもたちの安全安心な給食の提供のため、従事していただいております。感謝しております。この配置等につきましては、教育委員会のほうが、事前にきちんとセンターと話をし、準備をするように導いていくのが基本であると思っておりますので、その辺、考えていただきたいと思っております。

それではただ今の説明ですと、この 1 年間は、アレルギー対応の強化については思ったようにできなかったということで認識いたします。4 月から栄養士を採用すると答弁されましたが、その勤務の体制、体系と職員の身分はどのようなになっているかお伺いします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

再質問にお答えいたします。

まず、採用予定となっております栄養士につきましては、勤務体制につきましては、週 5 日の 1 日 5 時間程度を考えております。それから職員の身分については、会計年度任用職員を考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

ありがとうございました。

9 月のときの話は、月に 4 回程度というような配置の状況だったと思います。今回につきましては、週に 5 日ということで改善されていると思います。それはそれでよろしいかと思うんですが、2 点目に PTA 連絡協議会からも、この問題に対し要望があったと聞いておりますが、どのような意見、要望があったのか伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

土庄町 PTA 連絡協議会からの要望につきましては、10 月 21 日に要望書が提出されております。予算要望の拡充としまして、アレルギー対応の職員配置の要望が記載されておりました。その内容につきましては、アレルギー対応の児童生徒が増えてきている中、より安全で安心なアレルギー対応を実現するため、資格を持った管理栄養士の新規配置をお願いしたいというものであります。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

PTA 連絡協議会からは、教育環境全般にわたって、さまざまな要望が出ているのは承知しております。アレルギー対応につきましては、管理栄養士等の資格を持った職員の新規配置をお願いするというふうなお話でございます。この要望はですね、アレルギー対応のみならず、給食センター全体の人員体制を充実

して、不測の事態が起きたとき、確実に対応できる給食センターであることを切に願った保護者の声であるということを確認していただきたいと。その上で、先ほど申しました、栄養士さんの会計年度任用職員というお話であります、そういう資格を持って、これからもずっと給食センター、子どもたちの給食を作っていく責任を、この方が責任がないというのではないです。町の給食センターの体制として、正規職員をきちんと配置して体制を整えていただきたいと思います。

3点目、2014年の法改正で、教育委員会改革が行われ、教育委員長の廃止と、教育長の権限強化が行われ、2015年4月より、教育総合会議が新設されました。わが町における教育総合会議でも、昨年6月の会議で、委員よりアレルギー対応の質問が出ているのは、ネットにアップロードされており、承知いたしております。その後、この会議がアップロードされておりません。9月以降、この問題について協議をされたのか。また、教育委員会定例会議もあると聞いておりますが、そこではどのような議論がされたのか併せて伺います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

教育総合会議の開催についてですが、確かに4年度につきましては6月に開催して、9月以降については開催しておりません。開催はしていないんですけども、給食センターのアレルギー対応につきましては、個別の問題として、より詳しく具体的に検討していく必要があるということから、定例の委員会において詳細を報告し、教育委員の意見をいただくことなどをしており、その都度、町長部局とも協議をしております。

なお、教育委員会の定例会での協議についてですが、10月31日の定例会です、食物アレルギー対応マニュアルについて協議をいたしております。この中でですね、アレルギーチェックの流れであるとか、その対応方法について意見を教育委員からいただいております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

教育総合会議は、町長が招集するという規定になっていると思います。

9月の一般質問、その後のPTA連絡協議会からの要望がありながら、6月以降開催されていないのは、非常に残念でございます。また、定例会議はネットで公表されません。保護者からすれば、教育委員さんが、この問題に対してどのような考えを持ち、議論をしているのかが見えてきません。町にとってかけがえのない子どもたちの教育環境問題全般にわたって、この問題、アレルギー

問題だけにかかわらず、何らかのかたちで保護者に発信する手だてを考えていただきたいと思います。できましたら、広報等のコラムを設けるとかということで、子どもたちに保護者にとっては、町がどのように、わが子たち、子どもたちを守っていくのかというのは非常に強い関心を持っていると思いますので、ぜひ、そういうふうなかたちでしていただきたいと思います。

4点目、予算説明でもありましたが、改めて新年度における中央学校給食センター現場のアレルギー対応改善策の説明をお願いします。また、できましたら人員配置策につきましても、現段階の考えを説明お願いいたします。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

それでは新年度における取り組みといたしましては、まずは人事配置につきまして、事務職員を正規職員とする方向で、今、調整をしているとともに、会計年度任用職員の栄養士を配置する予定としており、アレルギーチェックの体制を整えていきます。また、アレルギー食をつくるための専用のブースを設け、食の安心安全に努めることとしております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

人員配置策につきまして、総務課のほうからお答えさせていただきます。

先ほど教育総務課長が申し上げたとおり、事務職員の正規職員の配置につきまして、十分協議の上、現時点ではございますが前向きに検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

現場につきましてはアレルギー対応調理台専用ブースを設置ということであり、万全ではありませんが、安全性は向上するのではないかと考えております。今後も、現場の意見を取り入れ、さらに、安全の確保をお願いしたいと思いません。

また、人員配置の件につきましては、給食センター内だけの事務量で考えるのではなく、中学校、小学校、給食センター、あそこのところに、現場が固まっていますよね。小学校、中学校、給食センターね。そこらの教育現場全体を考えたワークシェアリングを行うべきではないかと考えております。そうすれば、適正な人員配置ができて、その上で、給食センターをその核にしていくとか、教育現場の核にしていくとかいう考え方もあるのではないかと考えております。

す。そういう意味でですね、先ほどから何回も言いますが、栄養教諭が臨時ではなく、正規できちんとしたかたちで雇用すべきではないかと思いたいで、その件を要望いたします。

最後になりますが、本定例会にも多くの条例案が上程されておりますが、現行の中央学校給食センターのセンター条例、同規則は、昭和41年3月に制定されたものであります。今から約57年前のものであります。時代の流れとともに、条例、規則と、社会情勢、教育環境、それに伴う人員配置等、大きく乖離しているのではないかと思います。この現状に対する町執行部の見解を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋正博君）

教育総務課長 佐伯浩二君。

○教育総務課長（佐伯浩二君）

中央学校給食センター条例およびその同規則につきましては、三木議員ご指摘のとおり、その内容が実態と乖離していて、精査すべき点もありますので、今後は必要な改正措置を講じてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

例規につきましては、三木議員のおっしゃるとおり、本来の目的を達成するため、社会情勢等に合わせて適宜改正が必要であると考えております。改正のタイミングを逸しないよう今後は注視してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

1番留意していただきたいのは、町立の中央学校給食センターであるということ、町立のですね。だから、その町の責任に応じた条例規則に改正を行うべきであると。職員配置、とにかく、その責任は何かといえば、常に児童生徒に安心安全な給食を提供すること。不測の事態が生じて、町の責任で対応できる体制を整えることだと思っております。そういうことでそれに合わせた体制づくりと、それに合わせた条例規則の改正、これをやっていただきたいと思いたいます。

教育長にお聞きします。教育長は、現在の給食センターの体制について、どのような認識をお持ちになり、今後どのような給食センター像を持っておられるのか、お伺いいたします。

○議長（高橋正博君）

港教育長。

○教育長（港育広君）

失礼します。三木議員のご質問にお答えいたします。

9月議会での三木議員からのご指導の後、10月から栄養教諭との面談および給食センターの現場視察、事務職員との面談等を5回程度行ってきました。面談により、現場の困り感や要望を聞くとともに、業務改善、業務の効率化等についての提案、指導も行ってきました。ただ今、佐伯課長が答弁したように、来年度もアレルギー対応を進めていきます。今、栄養士の確保はできましたので、調理員の確保およびアレルギー食を作るための専用ブースをできるだけ早く設置していきたいと考えております。

また、まだ足りない点もあるかもしれませんので、今後も、栄養教諭や事務職員との面談や、給食センターの現場視察をできる限り行い、人員の確保や施設の整備も含めて、より安全な給食の提供ができるよう、環境づくりに努めていきたいと考えております。以上です。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

9月以降、教育長が何回も給食センターの現場に来られて、現場の職員と話をしているというのは聞いております。今までにないことだと思っておりますので、とにかく、教育長はセンター長でありますから、どういうんですか、その最終責任は、教育長がお持ちにならなければいけないということで、ぜひとも執行部のほうに、教育長の思われる状態になるようなことを提言していただきたいと思います。

続いて、町長に伺います。この条例規則と、現在の給食センターの実態をどのように認識されておられますか。

○議長（高橋正博君）

岡野町長。

○町長（岡野能之君）

三木議員の質問にお答えいたします。

給食センターの現状については、先ほど課長、教育長の答弁の中でありました、昨年10月からの面談、視察、協議の内容の報告を受けております。業務改善等、検討すべき点が多々あることは認識しております。

また、条例規則については、三木議員ご指摘のとおり、現状の社会情勢、教育環境に沿ったものである、ないとは言わざるを得ません。業務改善、環境整備、条例規則の見直しを教育委員会、給食センターと協議し、常に細心の注意

を払いながら、安心安全な給食の提供に努めてまいりたいと考えております。

○議長（高橋正博君）

6番 三木俊明君。

○6番（三木俊明君）

町長の見解も、少し乖離があると。これを改善に努めていくというようなお話でございますね。日本国には憲法があり、国民の権利自由を守るために定められております。その下に、地方自治法、各種法令があり、最終的には、地方自治を確立するために、条例が定められております。条例は自治体とそこに住む住民の守るべきルールであり、約束であると私は認識をしております。

われわれ議員も、地方自治法、会議規則等を遵守して、町民を代表してこの一般質問を行い、町の姿勢を正していくべき活動をしております。

昨今、町民からの行政不信の声を多く耳にしており、行政に対する信頼回復、信頼の回復をするためにも、執行部側は、現行条例を確実に履行するのがルールであると思います。今現在その意識がちょっと薄れていたのではないのかというふうに感じております。

しかしながら、先ほどから町長の答弁にもありますように、大きく変わる社会環境、逼迫する財政状況を踏まえ、それができないのであれば、町民の思いを大前提にして、町として責任の取れる条例に改正していくべきものと思います。行政と町民の信頼回復につながることで、そのようにすることが信頼回復につながることでありますので、ぜひ、この点に関しましては、早急に改善をしていただきたいと思います。以上で、質問を終わります。

○議長（高橋正博君）

これにて、一般質問を終了いたします。

休憩

○議長（高橋正博君）

ここで、暫時休憩といたします。再開は、12時ちょうどといたします。

（訂正）再開を12時05分とします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後0時05分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）
再開いたします。

討論、採決（議案第7号～議案第42号）

○議長（高橋正博君）
これより討論、採決に入ります。
まず、条例関係等の議案から行います。
日程第4、議案第16号 土庄町個人情報保護法施行条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)

○議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第16号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 5、議案第 17 号 土庄町個人情報保護審査会条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 17 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 6、議案第 18 号 土庄町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 18 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 7、議案第 19 号 土庄町多目的交流施設の設置及び管理に関する条例の

一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

議案第 19 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 8、議案第 20 号 土庄町官製談合再発防止対策検討委員会設置条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 20 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 9、議案第 21 号 土庄町入札契約監視委員会設置条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りします。
議案第 21 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 10、議案第 22 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 22 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 11、議案第 23 号 土庄町職員の定年に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 23 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 12、議案第 24 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 24 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 13、議案第 25 号 土庄町職員の高齢者部分休業に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 25 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 14、議案第 26 号 土庄町長等の倫理に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 26 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 15、議案第 27 号 土庄町職員の倫理に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 27 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 16、議案第 28 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 28 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 17、議案第 29 号 土庄町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 29 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 18、議案第 30 号 土庄町職員の降給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 30 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 19、議案第 31 号 土庄町庁舎建設基金条例を廃止する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 31 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 20、議案第 32 号 土庄町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 32 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 21、議案第 33 号 土庄町放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 33 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 22、議案第 34 号 土庄町奨学金条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 34 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 23、議案第 35 号 土庄町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 35 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 24、議案第 36 号 土庄町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業

の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 36 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 25、議案第 37 号 土庄町すこやかエンゼル祝金等条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 37 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 26、議案第 38 号 土庄町国民健康保険条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りします。

議案第 38 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 27、議案第 39 号 土庄町看護学生修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 39 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 28、議案第 40 号 土庄町理学療法士及び作業療法士修学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 40 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 29、議案第 41 号 瀬戸・高松広域連携中枢都市圏の形成に係る連携協約の変更について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 41 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。
- 議長（高橋正博君）
日程第 30、議案第 42 号 財産の処分について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
（発言者なし）
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 42 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 31、議案第 7 号 令和 5 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

4 番 鈴木美香君。

○4 番（鈴木美香君）

予算はおおむね賛成ですけれども、地球温暖化対策活動委託のキックボードは他地区で事故多発していると報道があり、賛成しかねます。

来年度から観光協会がまとまるようで良かったんですけれども、まだ温泉観光振興会補助金、小豆島北部みらい補助金など、類似の団体の予算計上することが疑問なので反対です。

そして、従来からマイナンバー制度に関し、情報漏洩の危険性やセキュリティー面が確立してないなどの理由でマイナンバー関連の予算に反対します。以上です。

○議長（高橋正博君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ声あり）

○議長（高橋正博君）

10 番 井上正清君。

○10 番（井上正清君）

議案第 7 号については、令和 5 年度の各事業の執行に必要、かつ適正な予算が計上されていること、また付託を受けた委員会でも十分審査した結果、賛成多数で承認されているので賛成いたします。

○議長（高橋正博君）

ほかに討論ありませんか。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

ほかにないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号については、反対がありますので起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（高橋正博君）

起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 32、議案第 8 号 令和 5 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 33、議案第 9 号 令和 5 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 9 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 34、議案第 10 号 令和 5 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 35、議案第 11 号 令和 5 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 36、議案第 12 号 令和 5 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 12 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 37、議案第 13 号 令和 5 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 13 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 38、議案第 14 号 令和 5 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 14 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（高橋正博君）

日程第 39、議案第 15 号 令和 5 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 15 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

提案理由の説明（議案第 43 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 40、議案第 43 号 土地の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務課長 笹山恵子君。

○総務課長（笹山恵子君）

それでは、本定例会に追加提案いたしました議案につきまして、ご説明をさせていただきます。

追加議案書の 1 ページをお開きください。審議資料は 4 ページになります。

議案第 43 号 土地の取得についてでございます。

土庄町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、土庄町土地開発公社が先行取得していた一般廃棄物処理施設整備事業に係る用地、土庄町小部字大佐乙 632 番 1 ほか 13 筆、6 万 7792 平方メートルを 2 億 1921 万 8418 円で、土庄町土地開発公社理事長 山本浩司から取得したいので、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（議案第 43 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました議案第 43 号の質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、議案第 43 号の質疑はこれをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 43 号）

- 議長（高橋正博君）
これより討論、採決を行います。
議案第 43 号 土地の取得について討論を行います。
本案に対する反対討論の発言を許します。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
反対討論なしと認めます。
これをもって討論を終了いたします。
- 議長（高橋正博君）
これより採決いたします。
お諮りいたします。
議案第 43 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
- 議長（高橋正博君）
ご異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決されました。

休憩

- 議長（高橋正博君）
暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

休 憩 午後 0 時 28 分

再 開 午後 0 時 29 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第 1 2 1 条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

- 議長（高橋正博君）
再開いたします。

提案理由の説明（同意第 2 号）

- 議長（高橋正博君）
日程第 41、同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
岡野町長。
- 町長（岡野能之君）
追加議案書の 3 ページをご覧ください。
同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命については、現教育長の港育広氏が、令和 5 年 3 月 31 日をもって任期が満了するので、引き続き同氏を任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
本人の経歴については、記載のとおりでございます。よろしくお願いたします。
- 議長（高橋正博君）
これもちまして、提案理由の説明を終わります。

提案理由に対する質疑（同意第 2 号）

- 議長（高橋正博君）
ただ今、説明のありました同意第 2 号の質疑を行います。
質疑のある方はご発言願います。
(発言者なし)
- 議長（高橋正博君）
ないようでございますので、同意第 2 号の質疑はこれをもって終了いたします。

採決（同意第 2 号）

○議長（高橋正博君）

同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命については討論を省略いたしたい
と思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命について原案のとおり、同意する
ことにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

休憩

○議長（高橋正博君）

暫時休憩いたします。しばらくお待ちください。

休 憩 午後 0 時 31 分

再 開 午後 0 時 32 分

出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

地方自治法第121条による出席者

休憩前に同じ。

議会事務局職員

休憩前に同じ。

再開

○議長（高橋正博君）

再開します。

議案の上程、趣旨説明（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

日程第42、発議第1号 土庄町議会個人情報の保護に関する条例については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

7番 濱野良一君。

○7番（濱野良一君）

発議第1号 土庄町議会個人情報の保護に関する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

本議案を土庄町議会会議規則第13条第1項および第2項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出理由といたしましては、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、土庄町議会は同法の適用除外となるため、土庄町議会における個人情報の適正な取り扱いに関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものであります。

以上、趣旨説明とさせていただきます。

○議長（高橋正博君）

これをもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第1号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第1号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第1号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 1 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 1 号 土庄町議会個人情報の保護に関する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 1 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案の上程、趣旨説明（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

日程第 43、発議第 2 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例については、議員提案であります。

提出者から、趣旨説明を求めます。

○議長（高橋正博君）

6 番 三木俊明君。

○6 番（三木俊明君）

発議第 2 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について、趣旨説明をさせていただきます。

本議案を土庄町議会会議規則第 13 条第 1 項および第 2 項の規定により、別紙のとおり提出いたします。

提出理由といたしましては、行政組織の改編に伴い、常任委員会の所管の名称を変更するため、本条例を改正しようとするものでございます。

以上でございます。

○議長（高橋正博君）

これもちまして、趣旨説明を終わります。

趣旨説明に対する質疑（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

ただ今、説明のありました発議第 2 号について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

ないようでございますので、発議第 2 号の質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（発議第 2 号）

○議長（高橋正博君）

発議第 2 号 土庄町議会委員会条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（高橋正博君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（高橋正博君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 2 号を、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（高橋正博君）

日程第 44、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長からお手元に配布しております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋正博君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（高橋正博君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、全て終了いたしました。

これにて、令和 5 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。

誠に、お疲れさまでした。

閉 会 午後 0 時 40 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（高橋正博）

同議員（福本耕太）

同議員（川本貴也）

同議員（井上正清）